

大東民報

議会版

日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
TEL 072-871-5588



市会議員
まさひろ
まさひろ



市会議員
つとむ
つとむ



市会議員
かつこ
かつこ

法律相談

11月1日(水) 夜7時
市民会館
予約制です
TEL 871-5588 まで

岡本市長の性急・強引なやり方 裁判中にも拘らず 津の辺と寺川保育所の同時民営化を打ち出す

10月3日に開催された「いきいき委員会協議会」で保育課は「平成21年四月に津の辺保育所と寺川保育所を同時に民営化する予定」と文書で発表しました。

都合よく勝手な判断

市は同文書のなかで「高裁での指摘事項は充分認識いたしまして、慎重に対処してまいります」と都合よく勝手な判断をしています。要は「一年間の引き継ぎ期間を設ければ問題ない」といわんばかりですが、最高裁では民営化の是非も含めて審議されているのです。

道理のない市の態度

上三箇保育所の民営化をめぐる現在も裁判中です。しかも大東市自身が高裁判決(損害賠償請求)について、大東市に対して、一世帯当たり33万円の支払

いを命じたを不服として最高裁に上告しているのですから、その最中に次なる民営化を打ち出すのは、司法軽視であり行政が行う態度とは言えません。

保護者の願いへ市民運動へ裁判闘争へ(経過)

岡本市長が平成13年に、全公立保育所を廃止・民営化する方針を決定。手始めとして上三箇保育所の廃止・民営化を確定。保護者は1万4千名の署名を添えて「公立保育所の民営化を実施しないことを求めた請願を提出。しかし、わが党だけの賛成で不採択にされてしまった。

その後、住民投票条例の制定を求める大きな市民運動が繰り広げられた。最終的に署名数は2万3百筆を越えた。しかし、議会で否決。大東市立上三箇保育所廃止裁判へと発展していききました。

今年4月20日 大阪高裁判決の意義

上三箇保育所民営化裁判で

- (1) 廃止・民営化に警笛
高裁判決は「引き継ぎにおける配慮義務」の不履行を認め、園児の保護者に対し損害賠償を命じた全国最初の裁判例であり、「時代に」逆らう判断が示された。
- (2) 保育所利用契約
本判決は、公立保育所の利用者(保護者)と市町村の関係(保育所利用関係)が契約(保育所利用契約)関係であることを承認した最初の高裁レベルの判例である。
- (3) 違法なことはしてはならない
違法行為や権利侵害や被害を受けた場合その救済が図らなければならぬ。本判決のように損害賠償を命じるのはそのひとつの方法である。

来年度の予算編成方針を発表… 岡本市長の指示で、 各課一律にマイナス4%カット

4年連続の事務事業費カット 15年度に比べ78%まで落ち込む

十月三日のまちづくり委員会協議会で来年度の「予算編成方針」が発表されました。そのなかで来年度は各課一律に事務事業費を4%カットするとしています。マイナスシーリングは市長の強い指示の下、市の方針として始まる。平成16年度は5%、17年度は6%、18年度は7%、そして19年度は4%と、前年度より各課が事業予算を減らすというもので、これまでの合計では15年度と比べて78%まで落ち込んでいくことになります。

各課では、「これでは仕事が出来ない」「市民向けの施策を削らざるを得ない」の悲鳴も！
こうした締め付けに各課からは「これでは仕事が出来ない」「市民向けの施策を削らざるを得ない」と悲鳴が聞こえてきています。しかも「予算編成方針」は、大阪府の合併促進協議会の試算資料を援用して「10年後の平成27年には今と比べて10億円の負担増となる」のでカットが避けられないかのようにいつています。
少子化による人口減と高齢化による福祉や医療費の負担増で、差し引き10年間で10億円の財源不足になるという計算ですが、10年間で10億円ですから一年間では一億円で、この程度なら、今でも予算と決算のズレに出しており、連続事業費のカットの理由にはなりません。

9月議会 とよあし議員一般質問 (要旨)

ちようど1年前の9月。郵政民営化一本やりの大宣伝が繰り広げられた衆議院選挙が行われました。その最初の国会で、障害者自立支援法が強行可決。

大東市は、療育に必要な子供たちの支援のために、保護者への費用負担軽減を今議会で明確に打ち出していただきたい。強く申し上げて質問に入ります

18歳未満の子供たちのフォロー体制を、行政主導でつくりたいか
(1)親子教室の通年化について
私は、昭和63年から始まった親子教室に、約8年間アルバイト保育士として関わったことがあります。そこで、親子が大きく変化することを実感いたしました。あれから19年たちますが、市は通年化の必要性をどう考えておられるか。

(答弁)

現在、親子教室は、発達上何らかのつまずきを持った1歳から4歳までの子供を対象に、南郷子育て支援センターにおいて実施しております。親子教室の開催している間は、親子教室以外の市民が支援センターを利用できないこと、また職員体制がとれない等の理由により、親子教室の実施日数は年間64日間としております。

近年、障害児を含む発達の弱さを持つている児童がふえていること、また、児童のために継続的なフォローが必要なこと等は認識しております。今後、通年化について検討してまいります。

(2)今後、さらに母子保健と青少年健全育成事業との連携が必要と思うかどうか。

(答弁)乳幼児期から小・中学校まで継続したフォロー体制を構築いたしておりますが、発達相談員の専門

職の不足等により、関連機関が十分な体制にあるとは言えません。今後は、18歳までの継続した支援に向け、乳幼児では在宅、保育所、幼稚園との横のつながりと、小・中学校でのフォロー体制の充実を図り、早期発見、早期対応により、障害の状態を見きわめたフォロー体制を構築し、子供にとってふさわしい進路へと導く次世代支援対策の充実が必要とされていきます。母子保健支援策検討会での検討を急ぎ、関係機関との連携強化と発達相談員等の専門職の確保を図り、フォロー体制の充実を図ってまいりますと考えております。



自立支援法10月から本格実施を前に

(1)大東市の独自の軽減措置が必要と考えますかどうか。

(2)自立支援法の影響調査について、施設関係者・利用者の実態調査が必要ではないか。それと同時に、国や府に打開策を求めているかどうか。

(3)小規模作業所がたくさんあります。無認可もありません。影響の出ないよう支援強化をしたいと思います。

(4)作業所、障害者の関係施設に、融資・貸し付けの制度化をしていただきたい。答弁を。

(答弁)・利用者負担の軽減策につきましては、利用者にとつて負担が重くなり過ぎないように、さまざまな軽減策が講じられています。6月の定例会において、大東市独自の助成制度等の創設を求める決議が採択され、厳粛に受けとめ、研究している。

・調査につきましては、今後、関係者、関係機関との懇談会等により、その状況を把握したい。

・小規模作業所への支援強化についてありますが、障害者福祉作業所は、障

害者の地域生活を支える重要な施策の一つであると認識しております。

・作業所は、今後7年間の間に、地域活動支援センター事業等への移行が求められますが、スムーズな移行ができるよう作業所と相談、協議を重ね、支援してまいります。

・6月の定例会においてもご質問がありました施設運営、設備整備費用に関する貸付制度は、現在引き続き検討中でございますが、大阪府等の制度もあわせて、総合的に研究してまいります。



四条南小学校の通学路の安全対策について

3月議会でも取り上げ、安全対策が急がれると思う。進捗状況を。

(答弁)現在、四条南小学校の東側の校門と、府道枚方富田林泉佐野線、通称旧170号線とが接して

いる付近の通学の安全性について検討しております。現状を見ますと、府道枚方富田林泉佐野線の北行き車両が西へ左折してすぐのところ、西方向から来る児童がその道路を横断しようとする際、車両と出会い頭に交差することがあります。これまで危険な場面があったと聞いております。

これらの危険を解消するため、信号機の設置、改善等について関係機関と協議してまいりましたが、さまざまな理由により困難であることが判明しております。校門をふやしますと防犯上問題がありますので、新たな校門をつくることなく、現在の校門の位置を西へ少しずらすことにより、東西のいずれの方向からも安全に学校内へ入ることができないか。出会い頭の事故を防ぐことはできないかと検討しております。



今後、関係機関とも調整、協議してまいります。